

○ 定 款（抜粋）

（役員を選任）

第 21 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

（役員任期）

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

（議長）

第 15 条 会員総会の議長及び副議長各 1 名は、会員総会において選任する。ただし、議長及び副議長は、役員を兼ねることができない。

2 議長及び副議長の任期は、第 24 条の規定を準用する。

○ 役員等選出規程（抜粋）

（選出期日の告示）

第 3 条 役員等の選出の告示は、選出期日の 15 日前までに、理事会の議を経て議長が行う。

（選出定数）

第 4 条 役員等の選出定数は、次のとおりとする。

- (1) 理 事 別表のとおり
- (2) 監 事 3 名
- (3) 議 長 1 名
- (4) 副議長 1 名

（役員等の選出）

第 5 条 役員等に就任しようとする者は、選出期日の 10 日前までに、会員（理事に就任しようとする者にあつては当該者が属する別表の選出区の会員）5 名以上の推薦人連名のうえ、別紙様式による立候補届を、会長を経て議長に提出しなければならない。

2 立候補者の数が前条に定める選出定数を超えた場合は、投票により選出する。

3 立候補者のない場合又は立候補者の数が前条に定める選出定数に達しない場合は、役員等推薦委員会において、候補者を推薦する。

4 役員等推薦委員会の委員は、理事会の承認を得て、予め会長が委嘱する。

別表（第 4 条第 1 号、第 5 条第 1 項関係）

選出区	選出区に属する定款第 38 条第 1 項の支部	定 数
第 1 区	岡山支部、東備支部	3 名
第 2 区	玉野・児島支部、倉敷支部、井笠支部、吉備支部	3 名
第 3 区	高梁支部、新見支部、真庭支部	1 名
第 4 区	津山支部	1 名